

職発0217第2号
令和7年2月17日

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 御中

厚生労働省
職業安定局長
(公印省略)

職業安定法第63条第2号に規定する公衆道德上有害な業務、又は
違法・有害と疑われる事案への対応について

募集情報等提供事業を利用するなどにより、あたかも通常の募集を装い、強盗や特殊詐欺などの職業安定法第63条第2号に規定する公衆道德上有害な業務を募る、いわゆる闇バイトなどの募集広告が確認されています。広く社会的に認知されている求人メディア等の募集広告を悪用して犯罪行為の実行行為者を募り、労働者になろうとする者自身が意図せず犯罪者となる懸念があるなど、重大な社会問題となっています。

これまででも、犯罪対策閣僚会議において「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」(別添1)や「国民を詐欺から守るために総合対策」(別添2)が策定され、これに基づき対策を講じてきましたが、今般、新たに「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」(別添3)が同会議において策定されました。貴会におかれましても、会員企業及びその関係事業者に対し、下記にご留意の上、職業安定法第63条第2号に規定する公衆道德上有害な業務(以下「有害業務」といいます。)又は違法・有害と疑われる業務に係る職業紹介や求人情報の掲載等を防止することや、有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る職業紹介や求人情報等を把握した場合に、下記3により都道府県労働局及び都道府県警察本部に連絡をいただくなど、適切な対応(以下「本件取組」といいます。)をするよう周知を図っていただきたくお願いいたします。

なお、本件通知は警察庁と協議済であることを申し添えます。

また、本通知の施行に伴い、「職業安定法第63条第2号に規定する公衆道德上有害な業務、又は違法・有害と疑われる事案への対応について」(令和5年3月17日職発0317第1号厚生労働省職業安定局長通知)は、廃止します。

記

1 対象

本件取組の対象は、有害業務(※)又は違法・有害と疑われる業務に係る職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供又は労働者の供給に関する、契約の申入れから締結、契約に基づくサービスの提供に至るまでのすべての過程とします。

また、いわゆるクローリング型のサービスにおいては、求人に関する情報の収集から掲載に至るまでのすべての過程とします。

※ 社会共同生活上守られるべき道徳を害する業務をいい、裁判例(東京高裁平成3年10月14日判決)においては、「『公衆道徳上有害な業務に就かせる目的』とは、当該業務に従事することが即犯罪を構成するか、犯罪を構成しないまでも犯罪に極めて近接するような業務であって、しかも公衆道徳にもとること著しい業務に就かせる目的を指すものと解すべき」とするものがあります。

2 有害業務に係る求人広告への対応

(1) 予防のための取組について

有害業務に係る求人広告が掲載されることを防ぐため、掲載前の各過程において、求人者の確認も含め、募集に係る業務が有害業務に該当しないかを確認するとともに、違法・有害と疑われる業務である場合には、求人者や募集に係る業務の内容等について十分に確認するなど、有害業務に係る求人広告が掲載されない仕組みを設けるようお願いいたします。

有害業務に係る求人広告が掲載されない仕組みについては、各事業者の事業形態やサービスの特性等によるリスクに応じた仕組みを設けていただく必要がありますが、少なくとも、以下のような仕組みを設けるようお願いします。

(求人者の確認)

○ 新規にサービスを利用する求人者については、以下のいずれかの手法により、すべての求人者の存在確認、事業実態の確認を行うこと。

- ・ 現地訪問等による求人者の職員と対面での確認
- ・ インターネット上で利用登録をする求人者について、法人番号を活用した確認や求人者HP等により確認
- ・ インターネット上で利用登録をする求人者について、登記簿事項証明書や開業届等の公的な書類を提出させ確認
- ・ 実質的に上記と同程度の効果が得られる仕組み

○ 上記確認を行う前に利用を始めた事業者についても、過去に当該求人者に係る求人広告を掲載し、実際に就職実績があった等により、上記確認を行う必要がないと考えられる求人者を除き、上記確認を行うこと。

(求人広告内容の確認)

- 求人広告(過去に掲載した求人広告の記載を全く変えないものを再掲載するものや、過去に掲載し実際に就職実績があった求人広告について新たに就業期間のみの記載を変更し掲載するものは除く)については、以下のいずれかの手法により、すべての求人広告の内容の確認を行うこと。
 - ・ 求人広告について、「闇バイト」、「裏バイト」、「叩き」等、違法・有害な業務であることを示唆する表現や「受け子」、「出し子」、「かけ子」、「運びの仕事」等、犯罪の実行者の募集を示唆する表現を検知するシステム等を導入の上、同システム等により求人内容を確認し、検知した求人について不自然な労働条件設定等を目視により確認
 - ・ 求人広告について、上記表現の記載や不自然な労働条件設定等を目視により確認
 - ・ 実質的に上記と同程度の効果が得られる仕組み
- なお、上記のほか、インターネット上で求人広告を登録するに当たって上記表現を記載した場合に登録できないようにする(キーワードブロック)仕組みや、時給等の賃金が通常考え得るものと比して不自然に高い賃金となっているものを検知する仕組みの導入等も考えられること。
- また、いわゆるクローリング型のサービスにおいては、求人広告の収集段階においても、例えば、収集する求人広告の掲載元における有害業務に係る求人広告が掲載されない仕組みを確認する等、有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人広告を収集しないようお願ひいたします。

上記の確認をしてもなお求人者や募集に係る業務の内容に不審な点がある場合には、求人広告の掲載について拒否や保留等の対応をするとともに、速やかに下記3により都道府県労働局及び都道府県警察本部に通報(通報先の選定基準については下記3(1)参照。)した上で、その指示・助言等を受け適切にご対応ください。

なお、確認等に当たって判断に迷うことや不明な点などがあれば、通報先となり得る警察本部までご相談ください。

また、昨今、インターネット等で犯罪実行犯の募集が行われる事案が見られ、その中には、通常の募集情報と誤解を生じさせるような広告等も見受けられることも踏まえ、広告等により募集情報を提供する際、職業安定法第5条の4に反しないと認められるためには、求人者の氏名又は名称、住所(所在地)、連絡先、業務内容、就業場所及び賃金(以下「雇用しようとする者の氏名・名称等」という。)を表示することが必要であることを明確化しました(ただし、職業紹介事業者及び募集情報等提供事業を行う者が、求職者からの照会を受けた場合

に、雇用しようとする者の氏名・名称等を当該求職者又は労働者になろうとする者に回答することとし、そのことを照会先を付して求人等に関する情報とともに示す場合は、当該回答する情報の表示は必ずしも必要ではありません。)。このため、掲載しようとする求人広告に雇用しようとする者の氏名・名称等が記載されているか確認するようお願ひいたします。

(2) 排除のための取組について

有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人広告が掲載されていないかについて、定期的に自主点検をするとともに、有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人広告が掲載されていることを発見した場合は、直ちに当該求人広告の削除や公開の停止等、労働者が応募できないようにする措置を講じるとともに、下記3により都道府県労働局及び都道府県警察本部に通報した上で、その指示・助言等を受け適切にご対応ください。

なお、当該求人広告の削除や公開の停止に当たっては、関連する通信ログも含めて、可能な限り当該求人広告に関する情報の保全等に努める必要があることにご留意ください。

有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人広告は、的確表示義務(職業安定法第5条の4)等に違反していることが多いと考えられますが、職業紹介事業者等が、当局の指示にもかかわらず有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人広告に対して適切な措置をとらない場合には、本条違反等による指導・監督の対象となり得ます。また、有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人広告を掲載した場合には(1)の具体的な仕組みや(2)の取組に限らず対応を求めることにご留意ください。さらに、雇用しようとする者の氏名・名称等の表示がない求人広告についても、当局の指示にもかかわらず適切な措置をとらない場合には、本条違反等による指導・監督の対象となり得ることにご留意ください。

3 都道府県労働局及び都道府県警察本部への通報等

(1) 通報先

有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人広告において就業地とされる場所の所在する都道府県を管轄する労働局の需給調整事業担当部課室(別添4)及び警察本部の担当部署(別添5)の両方とします。

なお、就業地が複数ある場合には主たる就業地、主たる就業地が不明な場合には就業地のうち任意の就業地、就業地が不明な場合には求人者の住所地、就業地及び求人者の住所地のいずれも不明な場合には事業者の住所地とします。

また、就業地とは別に、求人者に関する情報(IP アドレス等)に基づき、より適切と考えられる地域がある場合には、その地域の所在する都道府県を管轄する労働局の需給調整事業担当部課室及び警察本部の両方に通報していただいて差し支えありません。

就業地及び求人者の住所地のいずれも不明で、求人者に関する情報によつても適切な地域が確定できない場合(海外である場合を含む。)には、事業者の住所地の所在する都道府県を管轄する労働局の需給調整事業担当部課室及び警察本部の両方とします。

(2) 通報の方法等

まず電話により、(1)の通報先(都道府県労働局及び都道府県警察本部の両方)へ、有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人広告を把握したこと及び事案の概要について連絡していただくようお願ひいたします。

なお、通報に当たっては、有害業務に該当するとの確証は要せず、断片的な情報であっても、積極的に通報をしていただくようお願ひいたします。

担当 職業安定局需給調整事業課 企画係
電話 03-5253-1111 内線 5312

以上

[参照条文抜粋]

職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

- 一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。
- 二 公衆衛生又は公衆道德上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)

第一百九十七条 捜査については、その目的を達するため必要な取調べをすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない。

- ② 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- ③～⑤ (省略)